

4 親事業者の遵守事項（第4条）

下請法第4条は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者の下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を禁止することをねらいとしており、その意味において、下請法の中心をなす部分であり、親事業者が下請事業者に対して製造委託等をした場合に行ってはならない行為（以下「禁止事項」という。）として次の11項目の禁止事項が定められている。

たとえ、下請事業者の了解を得ていたとしても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときは、下請法に違反することになるので十分注意する必要がある。

禁 止 事 項	概 要
ア 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
イ 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)	注文した物品等又は情報成果物の受領を拒むこと。
ウ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)	受け取ったものを返品すること。
エ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 (第4条第2項第4号)	費用を負担せずに給付内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。
オ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
カ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)	物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと。
キ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
ケ 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)	下請事業者から不当に金銭、労務の提供等をさせること。
サ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。

① 禁止事項の類型による区分

禁止事項のうち、第1項に定める買ったたき、受領拒否、返品、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、購入・利用強制及び報復措置の7類型は、当該行為が直ちに違反とされる事項であり、第2項に定める不当な給付内容の変更・やり直し、割引困難な手形の交付、有償支給原材料等対価の早期決済及び不当な経済上の利益の提供要請の4類型は、当該行為によって下請事業者の利益を不当に害した場合に違法とされる事項である。